

神奈川母性衛生学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は神奈川母性衛生学会と称する。

第2条 本会は事務局を横浜市立大学医学部産科婦人科学教室におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は神奈川県内すべての女性の健康を守り、母性を健全に発達させ、母性機能を円滑に遂行させるために母性保健に関する研究、知識の普及および関係事業の発展を図り、以て人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 本会は会員相互の親睦を図り前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母性衛生に関する調査、研究
- (2) 母性保健事業に対する学術的並びに技術的援助
- (3) 学術集会の開催
- (4) 学術機関誌の刊行
- (5) 関連団体との提携
- (6) その他必要と認める事項

第3章 会 員

第5条 本会の会員は普通会员および賛助会員とする。

2. 普通会员は本会の目的および事業に賛同し所定の手続きを経て入会するものをいう。

3. 賛助会員は本会の事業に賛同し援助するものをいう。

第6条 本会に入会しようとするものは姓名、住所、職種、勤務先を記し、会費をそえて本会の事務所に申し込むものとする。

第7条 会費は普通会员年2,000円とし、賛助会員年1口2万円、1口以上とする。

第8条 会員が退会するときは退会届を理事長に提出するものとする。

2. 会費を2年以上滞納したときは会員の資格を失う。

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をした時は、理事長は理事会にはかりこれを除名することができる。

第4章 役 員

第10条 本会に次の役員をおく。

理事長 1名 副理事長 2名 理事 若干名（うち常任理事 若干名）
監事 2名

第11条 理事長、副理事長、理事および監事は総会において選出する。常任理事は理事の互選により選出する。

第12条 役員の仕事は以下のとおりとする。

2. 理事長は本会を代表し会務を総理する。

3. 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはその仕事を代行する。

4. 理事は重要会務を審議議決し、常任理事は会務を分掌する。

5. 監事は会務を監査する。

第13条 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは理事会においてこれを補充し次期総会において報告するものとする。

第14条 本会の会務を処理するため幹事をおくことができる。

2. 幹事は理事長の委嘱により理事の仕事を補佐する。

第5章 会 議

第15条 本会の会議は総会、理事会および常任理事会とする。

2. 総会は年1回、理事会および常任理事会は必要に応じて、理事長がこれを召集する。

3. 理事長がとくに必要と認め、また会員の過半数が希望した場合には臨時総会を開くことができる。

第6章 学術集会

- 第16条 理事長は理事会にはかり会長を委嘱し学術集会を開催する。
2. 会長は学術集会を主催する。
 3. 会長の任期は原則として1年間とする。
 4. 会長は理事会に出席することができる。

第7章 学術機関誌

- 第17条 本会は学術機関誌「神奈川母性衛生学会誌」(Kanagawa Journal of Maternal Health)を刊行する。
- 第18条 会員には機関誌を無料で頒布する。
2. 非会員でも年額2,000円の購読料を一括前納したものには機関誌を頒布する。

第8章 会計

- 第19条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日迄とする。
- 第20条 本会の経費は第7条の会費およびその他の収入をもって充当する。

第9章 補則

- 第21条 本会の会則を変更する場合は理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。

付 則

1. 本会則は昭和50年10月29日をもって施行する。

付 則

1. 本会則は平成元年2月4日をもって施行する。

付 則

1. 本会則は平成10年2月7日をもって施行する。

付 則

1. 本会則は平成12年2月5日をもって施行する。

付 則

1. 本会則は平成25年2月16日をもって施行する。